

2021年度 公開研究会シリーズ「戦後優生政策の国際比較」第2回 報告

1. シリーズ「戦後優生政策の国際比較」

2018年10月に当研究部門（通称：ボーダー研）では、公開研究会「「強制不妊手術」と優生政策について考える」を早稲田大学戸山キャンパスで開催した。2021年度はこのテーマを引継ぎつつ、戦後日本の優生政策を、グローバルな優生学運動の動向のなかに位置づける連続講座、シリーズ「戦後優生政策の国際比較」を開催することにした。なお、本シリーズは、豊田が研究代表者である科研の国際共同研究（A）との共催で実施する。

2. シリーズ「戦後優生政策の国際比較」第2回

- ・日程：2021年12月10日（金）17：00～
- ・タイトル：タイトル：「戦後ドイツにおける「遺伝病子孫予防法」と人類遺伝学——アメリカとの関係に着目して」
- ・報告：紀 愛子（早稲田大学非常勤講師）
- ・コメンテーター：豊田真穂
- ・ファシリテーター：岡部耕典

3. 報告の要旨とその後の議論

本報告では、戦後ドイツにおいて優生思想がどのように残存したのかを明らかにするため、①ナチ・ドイツの断種法である遺伝病子孫予防法が、戦後ドイツにおいてどのように評価されたのか、②戦後ドイツの人類遺伝学分野において、優生学をめぐる人的・思想的連続性はどの程度見られたのか、この二点について、特に優生学に関してドイツと関わりの深いアメリカとの関係性に着目しながら検討した。

1933年7月14日に成立した遺伝病子孫予防法のもと、ナチ体制下のドイツでは、約35万人もの人々が断種手術を受けさせられた。しかしこの強制断種政策は戦後、ナチの医学犯罪を裁いた裁判「ニュルンベルク医師裁判」でも訴追の対象にならず、犯罪として認識されなかった。また、多くの州において、遺伝病子孫予防法は正式に廃止されなかった。

こうしたなか、戦後ドイツにおいて新たに発展した「人類遺伝学」という学問分野においては、ナチ政権の優生政策に関わった学者たちが研究所の所長職に就くなど、権威を保っていた。彼らは、医学の進歩による「逆淘汰」や人口増加問題を引き合いに出しながら、遺伝子のレベルから人類を「進化」させていく必要性を主張した。彼らの中には、断種法の再制定を主張する者もあり、こうした断種論においては、ナチ体制期における優生学的言説との連続性が色濃く見られた。

アメリカとの関係という点では、強制断種政策を訴追対象としなかった「ニュルンベルク

医師裁判」がアメリカの単独管轄による裁判であったことや、ドイツの人類遺伝学分野で戦後に活躍した学者たちがアメリカから支援を受けたり、アメリカの研究者とのつながりを持っていたことを指摘した。独米間の優生学をめぐるコネクションは、戦後も消えることなく維持されていたのではないかと思われるが、優生学をめぐる両国間の具体的な相互影響関係については、今後の課題としたい。

参加者からは、ナチ体制期における人種衛生学と戦後の人類遺伝学との違いや、優生学と「人種」との関係、ドイツ国内における人口問題への認識について等、多くの質問が出され、活発な意見交換がなされた。(紀愛子先生記)